

ご契約者さま用商品説明資料

正式名称	商品名称
外貨建定額個人年金保険	ライフタイム・パートナー

【終身年金プラン】

外貨(米ドル・豪ドル)で資産を運用し、将来の年金準備や資産形成を行うための定額個人年金保険です。

■ 特徴

POINT 1 外貨の金利を活用して年金を受け取れます

- 契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
- 保険料の払込通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
- 年金のお受け取りは、契約通貨(米ドル、豪ドル)または円(円支払特約 A 型を付加)のいずれかから選択できます。

POINT 2 最短で契約日の2カ月経過後から契約通貨建ての年金を一生涯受け取れます

- 据置期間0年を選択した場合に、契約日を年金支払開始日として、その日を含めて2カ月経過した日の翌日に第1回の年金をお支払いします。

POINT 3 年金の支払合計額は、年金原資*¹(契約通貨建て)の100%・110%・130%のいずれかを最低保証します

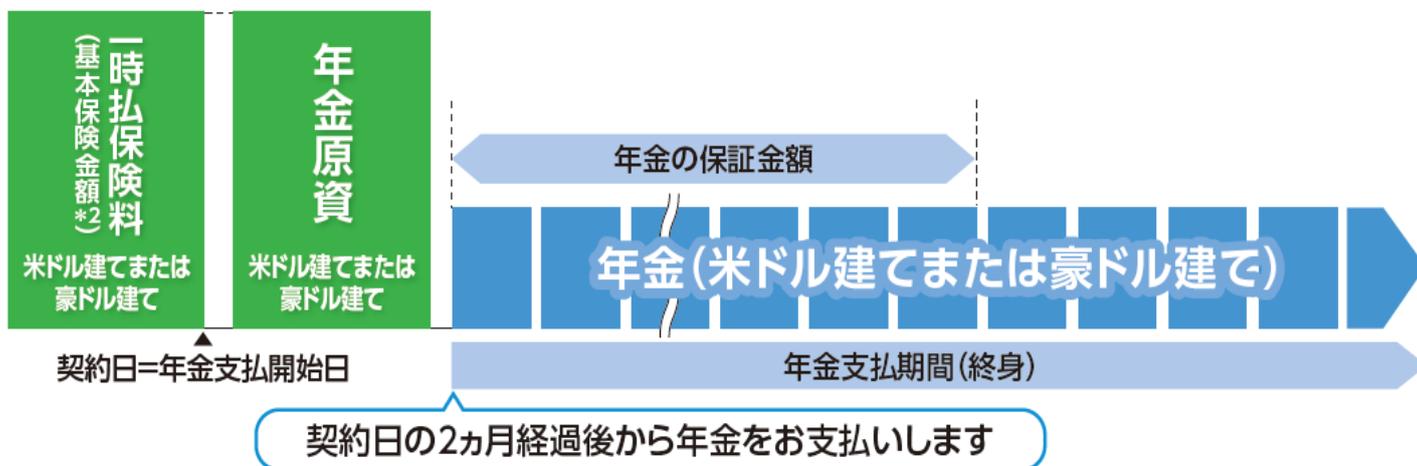
* 1 年金支払開始日前日の積立金額です。ただし、据置期間が0年の場合は、一時払保険料相当額となります。

※年金原資(契約通貨建て)の100%・110%・130%が最低保証されるのは、年金の保証金額に達するまで、年金をお支払いした場合です。ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、年金の保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。

※年金の支払合計額は、契約通貨建てで最低保証されています。そのため、円に換算した場合、為替レートによっては「年金の保証金額」の円換算額やお払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。

※この保険(終身年金プラン)は、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いがありません。据置期間0年を選択した場合、解約・一部解約のお取り扱いはありません。また、死亡給付金のお支払いもありません。

■ 据置期間0年のイメージ図



* 2 基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額となります。



**この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

- ・解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。
- ・契約通貨建てで最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建てでは元本割れする可能性があります。

【介護年金プラン】

公的介護保険制度における要介護2または3に認定されているお客さまが加入できる外貨建の定額個人年金保険です。

■ 特徴

POINT 1 外貨の金利を活用して介護年金を受け取れます

- 契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
- 保険料の払込通貨は、円、米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
- 介護年金のお受け取りは、契約通貨(米ドル、豪ドル)または円(円支払特約 A 型を付加)のいずれかから選択できます。

POINT 2 契約日の2ヵ月経過後から契約通貨建ての介護年金を一生受け取れます

- 介護年金は、介護費用*1を用途とする場合、非課税扱となります。
 - 契約日を介護年金支払開始日として、その日を含めて2ヵ月経過した日の翌日に第1回の介護年金をお支払いします。
- *1 介護費用に該当するサービスについては、厚生労働省ホームページ「公表されている介護サービスについて」をご覧ください。

POINT 3 介護年金の支払合計額は、介護年金原資*2 (契約通貨建て)の100%・110%のいずれかを最低保証します

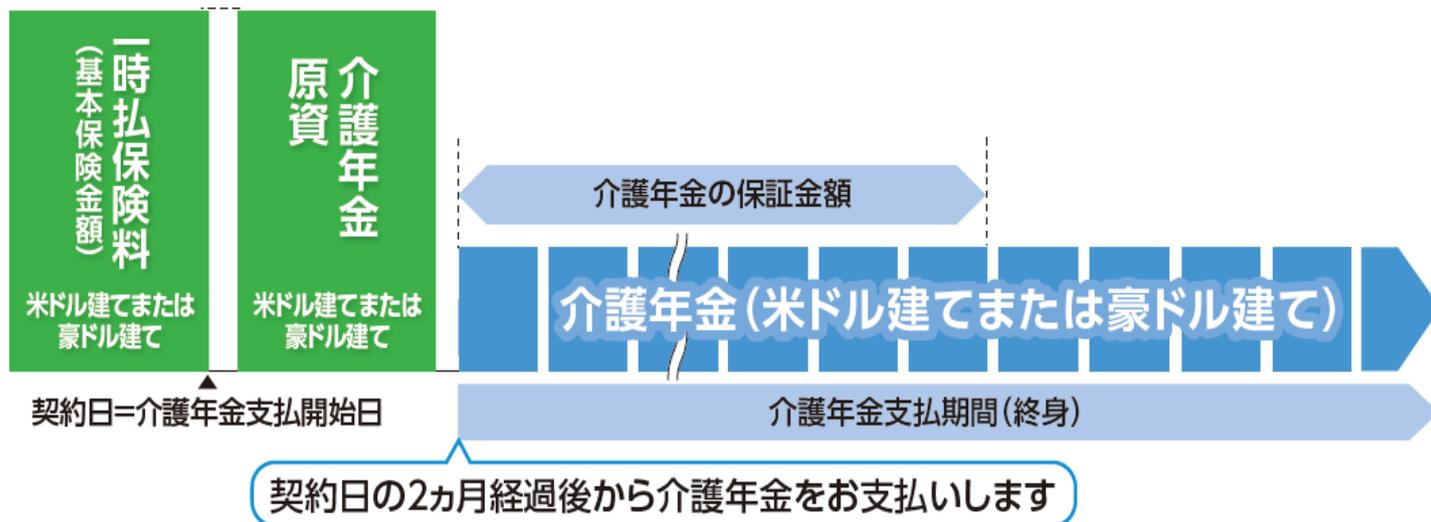
*2 「介護年金原資」は、一時払保険料相当額となります。

※介護年金原資(契約通貨建て)の100%・110%が最低保証されるのは、介護年金の保証金額に達するまで、介護年金をお支払いした場合です。介護年金の一括支払を行った場合、介護年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、介護年金の保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。

※介護年金の支払合計額は、契約通貨建てで最低保証されています。そのため、円に換算した場合、為替レートによっては「介護年金の保証金額」の円換算額やお払い込みいただいた金額の円換算額(円でお払い込みいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れする可能性があります。

※この保険(介護年金プラン)は、解約・一部解約のお取り扱いはありません。また、介護年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取り扱いがありません。

■ イメージ図



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- ・解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。
- ・契約通貨建てで最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建てでは元本割れする可能性があります。

■ 年金の種類

名称	支払金額	受取人	支払期間
年金	年金額 = 年金支払開始日前日の積立金額 × 契約日の年金額算出率	年金受取人	終身
介護年金	介護年金額 = 一時払保険料相当額 × 契約日の介護年金額算出率	介護年金受取人	終身

* 据置期間0年の年金の場合は、一時払保険料相当額となります。

※ 据置期間0年の年金および介護年金の場合は、契約日を年金支払開始日・介護年金支払開始日として、年金支払開始日・介護年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日に第1回の年金・介護年金をお支払いします。この場合、第1回の年金・介護年金にマニュアル生命の定める利率(契約日に設定されている積立利率とは異なります)で計算した利息をつけてお支払いします。

■ 保障内容

● 据置期間中(終身年金プラン)

名称	支払金額	受取人	支払事由
死亡給付金	支払事由に該当された日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②基本保険金額 ③解約返戻金額	死亡給付金受取人	据置期間中に被保険者が死亡したとき

※ 死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※ 据置期間0年を選択した場合および介護年金プランにご加入いただいた場合、死亡給付金のお支払いはありません。

● 年金支払期間中・介護年金支払期間中(終身年金プラン・介護年金プラン)

プラン	名称	支払金額	受取人
終身年金プラン	年金	年金額(年金の合計額が年金の保証金額に達するまでお支払いします)	年金受取人
介護年金プラン	介護年金	介護年金額(介護年金の合計額が介護年金の保証金額に達するまでお支払いします)	介護年金受取人

■ 契約後の取扱い

解約・一部解約	年金支払開始日前に限り可能 ※ 解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額、市場価格調整率および解約控除額に基づいて計算します。 ※ 「介護年金プラン」の場合、および「終身年金プラン」の場合で据置期間が0年のときは、ご契約の解約・一部解約のお取扱いはありません。 ※ 解約した場合、ご契約は消滅します。	年金支払開始日の繰り上げ・繰り下げ	取扱いできません
		契約者貸付	取扱いできません
		契約者配当金	ありません

■ 付加できる特約

年金支払総額保証付終身年金特約	年金の種類を年金支払総額保証付終身年金にする特約です。 ※この特約のみを解約することはできません。また、契約時に選択いただいた年金支払総額保証割合を変更することはできません。
年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）	被保険者が公的介護保険制度の要介護2または要介護3の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が契約時に生じている場合に、契約日を介護年金支払開始日として介護年金をお支払いする特約です。 ※この特約のみを解約することはできません。また、契約時に選択いただいた介護年金支払総額保証割合を変更することはできません。
円支払特約A型	年金・死亡給付金等を換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。

■ ご確認いただきたいリスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・介護年金・死亡給付金などをお支払いする通貨が異なる場合などに、為替相場の変動による影響を受けます。
 - したがって、「年金または介護年金の支払総額や死亡給付金額などを保険料の払込通貨で換算した場合の金額」が、「ご契約時にお払い込みいただいた金額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - 為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。
 - この保険は、市場金利に応じた運用資産（債券など）の価格変動を解約返戻金額および年金または介護年金の一括支払による支払金額に反映させます（市場価格調整）。また、解約返戻金額、年金または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
 - したがって、次の金額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - ・「解約返戻金額」
 - ・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額
 - ・「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
- * 一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額
- ※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身年金特約付)の場合、「介護年金」はありません。即時払年金特則を付加した場合、「介護年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。
- ※外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約(即時払型)付)の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

■ この保険にかかる費用について

● 保険関係費

- ・保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。
- ※外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の場合、「死亡保障に必要な費用」はありません。

● 解約、一部解約時および年金または介護年金の一括支払時にご負担いただく費用

- ・解約、一部解約時および契約日から10年以内の年金または介護年金の一括支払時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日*1までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用
解約控除	解約に相当する部分の積立金額*2に、経過年数に応じて7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた金額

*1 年金または介護年金の一括支払の場合は、年金または介護年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日とします。

*2 年金の一括支払の場合は、年金の支払保証部分の現価とします。また、介護年金の一括支払の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。

※即時払年金特則を付加した外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身年金特約付）および外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の場合、「解約」および「一部解約」のお取り扱いはありません。

● 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- ・一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。（くわしくは取扱金融機関にご確認ください。）
- ・年金、介護年金、死亡給付金などを外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料（リフティングチャージなど）をご負担いただく場合があります。（くわしくは取扱金融機関にご確認ください。）
- ・次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、②から④までの場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

①「保険料米ドル入金特約 A 型」などを付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

②「保険料円入金特約 A 型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合

③「円支払特約 A 型」を付加し、年金、介護年金、死亡給付金などを円でお支払いする場合

④「円支払特約 A 型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料米ドル入金特約 A 型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	
② 「保険料円入金特約 A 型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
③ 「円支払特約 A 型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1 銭	契約通貨のTTM - 3 銭
	契約通貨のTTM - 50 銭	
④	契約通貨のTTM - 50 銭	

※2022年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

※外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身年金特約付）の場合、「介護年金」はありません。

即時払年金特則を付加した場合、「介護年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

※外貨建定額個人年金保険（年金支払総額保証付終身介護年金特約（即時払型）付）の場合、「年金」、「死亡給付金」および「解約返戻金」はありません。

■ 契約後の情報提供等

- ご契約内容について、年1回、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人、介護年金支払開始日以後は介護年金受取人)にお知らせします。

【終身年金プラン】

- ・ 保険証券番号(年金支払開始日以後は年金証書番号)
- ・ 契約者名(年金支払開始日以後は年金受取人名)
- ・ 被保険者名
- ・ 契約通貨
- ・ 据置期間
- ・ 年金原資
- ・ 積立利率
- ・ 死亡給付金額
- ・ 基本保険金額
- ・ 解約返戻金額

【介護年金プラン】

- ・ 保険証券番号および介護年金証書番号
- ・ 契約者名および介護年金受取人名
- ・ 被保険者名
- ・ 契約通貨
- ・ 積立利率

等

- 「マニュアル生命マイページ」では、パソコンやスマートフォン等を利用して、下記サービスをオンラインでご利用いただけます。

- ・ 保障内容(保険金額等)の確認
- ・ 積立金/解約返戻金などの照会
- ・ マニュアル生命からのお知らせ
- ・ お問い合わせフォーム
- ・ 一時払の投資型商品の解約*
- ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- ・ 保険証券の再発行
- ・ 住所・電話番号の変更
- ・ お手続き書類の取り寄せ(改姓、名義変更、解約)

等

* 解約返戻金は他の契約を含めて1日合計1,000万円まで
※2022年4月時点のサービス内容となります。

● お問い合わせ先



マニュアル生命投資型商品カスタマーセンター
0120-925-008 受付時間9:00~17:00
(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 積立利率、年金額算出率、介護年金額算出率、
「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、
「円支払特約A型」の為替レート
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等



マニュアル生命のホームページ
www.manulife.co.jp

- 積立利率、年金額算出率、介護年金額算出率等の利率、
「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、
「円支払特約A型」の為替レート
- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要な
書類のご請求
- 死亡給付金ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送
のお申込み 等

この資料は、ご契約者さま用商品説明資料です。商品の詳細については、次の資料をご覧ください。

ご契約のしおり／約款

募集代理店



引受保険会社

マニュアル生命保険株式会社



投資型商品カスタマーセンター
0120-925-008

受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp